

# 新潟食料農業大学大学院

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 資料目次

【資料 1】	目的及びカリキュラムと 3 ポリシーとの相関
【資料 2】	カリキュラム体系図
【資料 3】	時間割モデル (案)
【資料 4】	履修及び研究指導のスケジュール
【資料 5】	履修モデル
【資料 6】	研究指導教員希望申請書
【資料 7】	ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程
【資料 8】	倫理審査申請書
【資料 9】	食料産業学研究科食料産業学専攻修士課程との関係
【資料 10 - 1】	新潟食料農業大学大学院 研究生規程
【資料 10 - 2】	新潟食料農業大学大学院 科目等履修生規程
【資料 10 - 3】	新潟食料農業大学大学院 聴講生規程
【資料 11】	大学院生室概略図
【資料 12】	購入予定図書・雑誌
【資料 13】	学術雑誌一覧
【資料 14】	新潟食料農業大学大学院 大学院総務会規程
【資料 15】	新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程
【資料 16 - 1】	新潟食料農業大学大学院 大学院教務委員会規程 (案)
【資料 16 - 2】	新潟食料農業大学大学院 大学院学生委員会規程
【資料 16 - 3】	新潟食料農業大学大学院 大学院入試・広報委員会規程
【資料 16 - 4】	新潟食料農業大学大学院 大学院 F D 委員会規程

【資料1】 食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程の目的及びカリキュラムと3ポリシーとの相関

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程の目的とディプロマ・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーとの相関

食料産業学専攻 博士後期課程の目的	深く相関する主なディプロマ・ポリシー	深く相関する主なアドミッション・ポリシー
食料産業に関する精深な学識を基礎とし、	知識・理解 農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業に関する高度な専門知識を有し、課題を的確に捉え自立して研究活動を行い解決に導くことができる	知識・理解 食料産業に関する精深な学識を有し、食と農に関わる国内外の社会情勢について理解を有する者
食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、	態度 食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対し、多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して旺盛な探究心と実践力を持って取り組むことができる	態度 多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組もうとする態度を有する者
自立して研究活動を行い、	技能・表現 サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を深め、高度で専門的なスキルを修得し自らの学修・研究の成果を整理・記述・公開できる	技能・表現 自身の知識や理解を論理的に表現でき、他者と協働して食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組むことができる者
持続可能な食料産業の在り方を探求することで、	思考・判断 修得した高度な研究能力と専門性に基づき、持続可能な食料産業の在り方を探求し食料産業の振興・発展に寄与できる	思考・判断 食と農に関わる国内外の社会情勢や課題を捉え、持続可能な食料産業の発展について多面的に思考することができる者
食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、	関心・意欲 食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等で活躍できる、または食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことができる	関心・意欲 食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、課題の解決を図り食料産業の振興・発展に向けて貢献しようとする意欲を有する者
または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる		
研究者と高度専門的職業人を育成する。		

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程のカリキュラムとカリキュラム・ポリシーとの相関

(カリキュラム・ポリシーは①～④に分けて記載)

CP① 全体	農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である食料産業学に関する高度の研究能力と専門性を高め、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求し、食料産業の振興・発展に向けて活躍することができる教育課程を編成する。					
	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通演習科目	食料産業学研究法		CP② 共通演習	1年次通年科目として配置する「食料産業学研究法」は必修科目とし、全員が持続可能な食料産業の在り方を研究するための知識・技法を修得する。なお本科目では研究者のみならず高度専門的職業人となる上でも必要な研究倫理、知的財産、競争的研究資金についての理解も教授する。		
選択演習科目	アグリサイエンス演習Ⅰ	アグリサイエンス演習Ⅱ	CP③ 選択演習	本学部における「コース」、および本専攻修士課程における「領域」を構成するアグリ・フード・ビジネスの分野より演習科目を選択科目として6科目配置し、高度な研究を行うために必要となるそれぞれの専門的知見を修得し見地を高めることとしている。		
	フードサイエンス演習Ⅰ	フードサイエンス演習Ⅱ				
	事業システム演習Ⅰ	事業システム演習Ⅱ				
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ		食料産業学特殊研究Ⅱ	食料産業学特殊研究Ⅲ	CP④ 研究指導	研究指導科目として「食料産業学特殊研究」を1年次から3年次まで配置することにより、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、より科学的なアプローチから自立して研究活動を行うための知識・技法を段階的に修得し、質の高い研究活動を行い博士論文を完成させることのできる教育課程としている。

【資料2】 食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程カリキュラム体系図

本課程の目的	食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人を育成する。	
ディプロマ・ポリシー	知識・理解	農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業に関する高度な専門知識を有し、課題を的確に捉え自立して研究活動を行い解決に導くことができる
	思考・判断	修得した高度な研究能力と専門性に基づき、持続可能な食料産業の在り方を探求し食料産業の振興・発展に寄与できる
	関心・意欲	食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等で活躍できる、または食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことができる
	態度	食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対し、多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して旺盛な探究心と実践力を持って取り組むことができる
	技能・表現	サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を深め、高度で専門的なスキルを修得し自らの学修・研究の成果を整理・記述・公開できる

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である食料産業学に関する高度の研究能力と専門性を高め、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求し、食料産業の振興・発展に向けて活躍することができる教育課程を編成する。

	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期

共通演習科目	必修	食料産業学研究法		
選択演習科目	選択	アグリサイエンス演習Ⅰ	アグリサイエンス演習Ⅱ	※左記6科目中2科目（4単位）を選択必修とする。
		フードサイエンス演習Ⅰ	フードサイエンス演習Ⅱ	
		事業システム演習Ⅰ	事業システム演習Ⅱ	
研究指導科目	必修	食料産業学特殊研究Ⅰ	食料産業学特殊研究Ⅱ	食料産業学特殊研究Ⅲ

1年次の必修科目である「食料産業学研究法」にて、博士論文研究課題の捉え方やアプローチ手法、研究倫理等の基礎的な知識と技法を修得する。

また1年次に6科目配置されている選択演習科目では2科目を選択必修とし、自身の研究テーマに即した科目を選択しアグリ・フード・ビジネスそれぞれの領域に係る専門的な知識および考察能力を高める。

そして1年次～3年次の必修科目である「食料産業学特殊研究Ⅰ～Ⅲ」において自身の学修・研究の成果を博士論文として取りまとめ、科学的に整理・記述・公開できる能力を修得する。

【資料3】 食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 時間割モデル (案)

前期		月		火		水		木		金	
時限	学年	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス
1限	1年										
	2年										
	3年										
2限	1年					食料産業学研究法	胎内			事業システム演習Ⅰ	新潟
	2年										
	3年										
3限	1年					フードサイエンス演習Ⅰ	胎内				
	2年										
	3年										
4限	1年	食料産業学特殊研究Ⅰ	新潟/胎内			アグリサイエンス演習Ⅰ	胎内				
	2年			食料産業学特殊研究Ⅱ	新潟/胎内						
	3年							食料産業学特殊研究Ⅲ	新潟/胎内		
5限	1年										
	2年										
	3年										
後期		月		火		水		木		金	
時限	学年	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス
1限	1年										
	2年										
	3年										
2限	1年					食料産業学研究法	胎内			事業システム演習Ⅱ	新潟
	2年										
	3年										
3限	1年					フードサイエンス演習Ⅱ	胎内				
	2年										
	3年										
4限	1年	食料産業学特殊研究Ⅰ	新潟/胎内			アグリサイエンス演習Ⅱ	胎内				
	2年			食料産業学特殊研究Ⅱ	新潟/胎内						
	3年							食料産業学特殊研究Ⅲ	新潟/胎内		
5限	1年										
	2年										
	3年										

【資料4】 食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 履修及び研究指導のスケジュール

年次	時期	予定	備考	
1 年 次	4月	上旬	入学式	
		上旬	オリエンテーション	シラバスや履修要領に基づき、本課程の教育課程や修了要件、時間割、3年間のスケジュールなど基本的な事項について説明を行う。
		中旬 ～	研究指導教員の決定	研究指導教員希望申請書に基づき研究科教授会にて審議し、研究指導教員1名を決定する。
			履修登録	研究指導教員より指導・助言を行い、履修科目を決定し履修登録を行う。
			授業開始	
	9月	下旬	後期科目履修登録・変更	研究指導教員より指導・助言を行い、履修科目を決定し履修登録を行う。
	2月	下旬	研究進捗報告会 (第1回)	1年間の研究の進捗状況について報告を行う。 研究指導教員は研究活動の進捗状況を点検しこれまでの研究活動を総括し、次年度の課題や進め方等について指導・助言を行う。
2 年 次	4月	上旬	オリエンテーション	
		中旬	履修登録	
	9月	下旬	後期科目履修登録・変更	
	2月	下旬	研究進捗報告会 (第2回)	2年間の研究の進捗状況について報告を行う。 研究指導教員は研究活動の進捗状況を点検しこれまでの研究活動を総括し、次年度の課題や進め方等について指導・助言を行う。
3 年 次	4月	上旬	オリエンテーション	
		中旬	履修登録	
	9月	中旬	博士論文進捗報告会	これまでの研究成果を博士論文として取りまとめ、その進捗報告を行う。その結果により博士論文の方向性を確定し、研究指導教員より博士論文の提出・発表に向けて指導を継続する。
	11月	下旬	博士論文審査願提出	
	12月	中旬～ 下旬	博士論文審査員決定	研究科教授会にて、主査と副査の選定について審議し決定する。
		下旬	博士論文提出	
	1月	下旬	博士論文審査・発表会	提出された論文の書面審査及び博士論文発表会における口頭発表審査を総合して審査する。
	2月	中旬	修了判定会議	
3月	上旬～ 中旬	修了式・学位授与式		

【資料5】 食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 履修モデル

1 アグリ系の選択演習科目を中心としたモデル

… 作物・園芸作物の環境に配慮した持続的生産や廃棄物の循環利用について科学的に考究し、その最新の理論と応用を学び、研究に必要な知識および知見を修得し博士論文を完成する。

	1年次	2年次	3年次	
共通演習科目	食料産業学研究法 2			
選択演習科目	アグリサイエンス演習Ⅰ 2    アグリサイエンス演習Ⅱ 2			修得単位数
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ 4	食料産業学特殊研究Ⅱ 4	食料産業学特殊研究Ⅲ 4	<b>18</b> 単位

2 フード系の選択演習科目を中心としたモデル

… 食料の生産から消費、最終的に廃棄・再利用されるまでのフードチェーンの全過程を一貫してとらえ、食品について科学的に考究し、高度利用するための理論と応用を学び、研究に必要な知識および知見を修得し博士論文を完成する。

	1年次	2年次	3年次	
共通演習科目	食料産業学研究法 2			
選択演習科目	フードサイエンス演習Ⅰ 2    フードサイエンス演習Ⅱ 2			修得単位数
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ 4	食料産業学特殊研究Ⅱ 4	食料産業学特殊研究Ⅲ 4	<b>18</b> 単位

3 ビジネス系の選択演習科目を中心としたモデル

… 食料産業に係る様々な事業は、企業や各種団体が主体となり生活者（消費者）に商品やサービスとして届けられる。よって、企業や各種団体の戦略、事業の開発・運営、生活者（消費者）の消費行動などの理論と応用を学び、研究に必要な知識および知見を修得し博士論文を完成する。

	1年次	2年次	3年次	
共通演習科目	食料産業学研究法 2			
選択演習科目	事業システム演習Ⅰ 2    事業システム演習Ⅱ 2			修得単位数
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ 4	食料産業学特殊研究Ⅱ 4	食料産業学特殊研究Ⅲ 4	<b>18</b> 単位

設置等の趣旨を資料6

## 研究指導教員希望申請書

令和 年 月 日

新潟食料農業大学大学院  
食料産業学研究科長 様

学籍番号

氏名

下記のとおり、研究テーマ・指導教員を希望します。

記

研究テーマ	
研究目的	
研究指導教員	

以上

研究科長	専攻長	学務部長
特記事項		

## 【資料7】ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程

### ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程

#### (目的)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学（以下「本学」という。）において学術研究に携わる者が行うヒトを直接対象とした研究について、倫理上の妥当性をヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択）等の趣旨に沿って検討し、審査することを目的とする。

#### (委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (審査)

第3条 委員会は、本学において学術研究に携わる者（専任教職員、非常勤講師、ならびに研究員等）から、ヒトを対象とした研究の実施計画の申請があった場合、当該実施計画の倫理上の審査を行うものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮

3 本条第1項の規定におけるヒトを対象とした研究とは以下に示す範疇の研究とする。

- (1) ヒトまたはヒト由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集または採取して行う研究
- (2) ヒトES細胞を使用する研究
- (3) 遺伝子治療臨床研究
- (4) ヒトゲノム遺伝子解析研究

#### (委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した教員 3名以上
- (2) 学外の学識経験者 2名
- (3) 委員会が必要と認めた教員及び事務局職員 若干名

2 前項に規定する委員のほか、委員会が必要と認める場合は第7条で定める専門委員を加えることができる。

3 本条第1項各号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場

合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長が指名した教員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は審査に参加することができないときは、その職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面または電磁的記録による会議の開催および議決は可能とする。

- 2 審査の判定は、出席委員の合意によるものとし、判定は次の各号に掲げる表示による。
  - (1) 承認
  - (2) 条件付承認
  - (3) 変更の勧告
  - (4) 不承認
  - (5) 非該当
- 3 委員会が必要と認めたときは、申請者を委員会に出席させ、研究等の実施計画について説明させるとともに、意見を述べさせることができる。
- 4 委員会は、審査経過及び判定を記録として保存し、必要と認めたときは公表することができる。

(専門委員)

第7条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は当該専門の事項に係る学内学外の有識者のうちから学長が委嘱する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、専門委員を委員会に出席させ、審査の判定に加わることができる。

(申請手続及び判定通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、ヒトを対象とする研究に関する倫理審査申請用書類一式(別紙様式第1～3)を委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は審査終了後速やかに、その判定結果を申請結果通知書(別紙様式第5)により通知しなければならない。

(研究報告書)

第9条 倫理審査承認を受けた研究について終了、中止する場合、および複数年度にわたる研究においては年度に1度、研究(状況・終了・中止)報告書(別紙様式第4)を委員長に提出しなければならない。

(研究計画の変更)

第10条 倫理審査承認を受けた研究について、申請者が変更しようとする場合は、研究計画の変更申請書(別紙様式第6)及び倫理審査申請用書類一式(別紙様式第1～3)を委員長に提出し、その変更について委員会の承認を得なければならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局総務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成30年5月2日から施行する。
- 2 開学から当面の間は、この規程に定めるヒトを対象とする研究に関する倫理委員会の役割については総務会が担うこととする。

(附則)

平成31年4月1日よりこの規程に定めることはヒトを対象とする研究に関する倫理委員会にて扱うこととする。

(附則)

この規程は、令和3年9月8日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

【資料8】倫理審査申請書

別紙様式第2

倫 理 審 査 申 請 書

20 年 月 日

新潟食料農業大学 倫理委員長 殿

※受付番号

<申請者> 所属  
職名  
氏名

下記のとおり研究倫理審査を申請します。

記

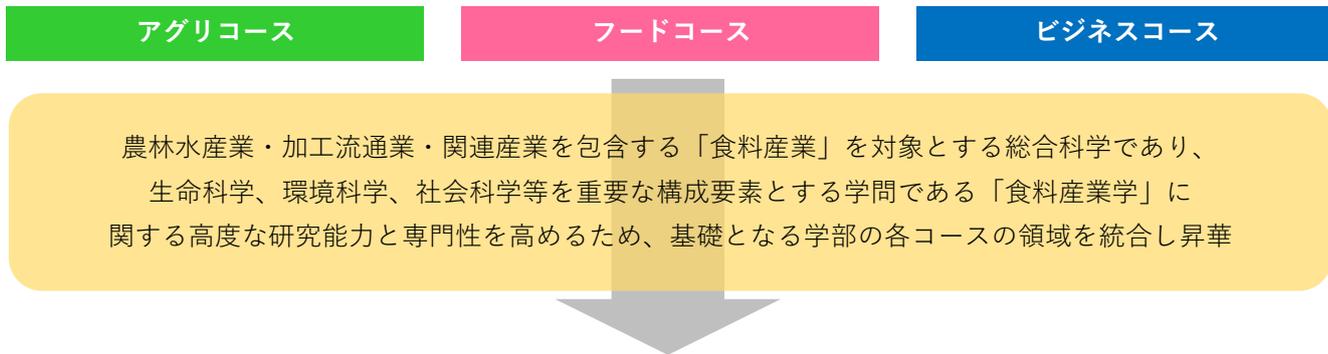
審査区分	<input type="checkbox"/> 通常審査	<input type="checkbox"/> 迅速審査
審査状況	<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 計画の変更 (承認番号: )
共同研究等	<input type="checkbox"/> 本学のみで実施*	<input type="checkbox"/> 多機関共同研究 ( <input type="checkbox"/> 研究代表者である*) <input type="checkbox"/> 研究協力

\*本学の承認番号を発行

1 研究課題名	
2 研究責任者名	※本学専任教職員, 非常勤講師, 大学院生, 研究生等 ※研究協力の場合は本学の研究協力者
3 研究指導者名	※申請者が大学院生・研究生の場合に記入
4 研究内容	該当事項をチェック☑ (クリックにて選択) してください
1) 侵襲の有無:	<input type="checkbox"/> 侵襲あり <input type="checkbox"/> 軽微な侵襲あり <input type="checkbox"/> 侵襲なし
2) 介入の有無:	<input type="checkbox"/> 介入あり <input type="checkbox"/> 介入なし
3) データの取得:	<input type="checkbox"/> 新規試料・情報の取得 <input type="checkbox"/> 既存試料・情報の使用
4) データの種類:	<input type="checkbox"/> 生体・人体試料 <input type="checkbox"/> 音声/画像/映像 <input type="checkbox"/> 実験・測定データ *複数選択可 <input type="checkbox"/> 観察記録・診療記録 <input type="checkbox"/> 調査票回答 <input type="checkbox"/> インタビュー記録 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5) データの提供:	<input type="checkbox"/> 提供等なし <input type="checkbox"/> 他機関へ提供する <input type="checkbox"/> 他機関から提供を受ける
5 研究期間	<input type="checkbox"/> 倫理審査承認後 ~ 2023年3月末日 <input type="checkbox"/> 20年 月 日 ~ 20年 月 日 ※変更等で遡る場合に限る
6 研究の実施場所	<input type="checkbox"/> 学内 (教室・施設: 付属棟) <input type="checkbox"/> 学外 (他施設名: ) <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )
7 公開データベースへの登録	<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 登録予定 ※介入研究は <b>【必須】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 登録しない (登録先: 番号: )
8 開示すべき利益相反	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありの場合には研究計画書に利益相反に係る内容を記載する。
9 研究倫理講習 (eL CoRE) の受講	<input type="checkbox"/> 受講済 (2021年8月受講) ※申請者 <b>【必須】</b>
10 COVID-19 感染拡大防止のための研究活動ガイドライン	<input type="checkbox"/> 研究計画書に記載済 ※申請者 <b>【必須】</b>

【資料9】 食料産業学研究科食料産業学専攻修士課程との関係

食料産業学部 食料産業学科

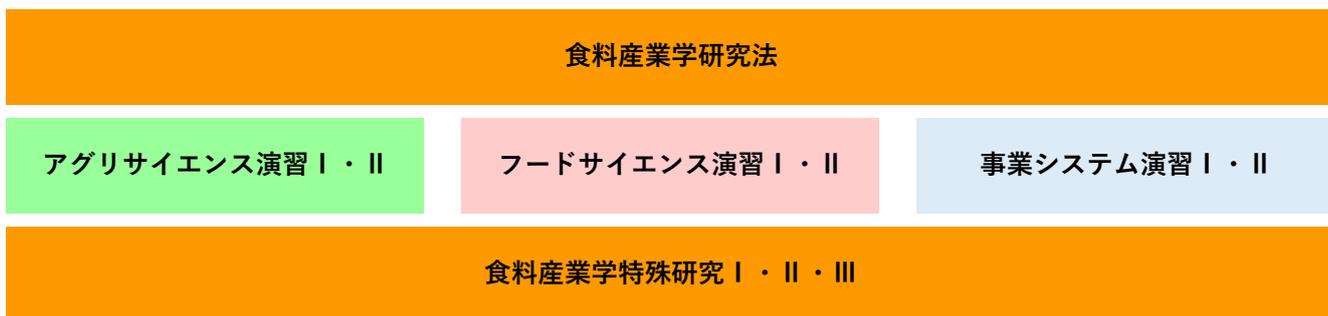


食料産業学研究科 食料産業学専攻 [修士課程]



農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である「食料産業学」に関する高度の研究能力と専門性を高め、持続可能な食料産業の在り方を探求し、食料産業の振興・発展に向けて活躍することを目指し、「コース」「領域」といった区分は設けず、より総合的・複眼的な視点で食料産業全体を捉え把握する思考・姿勢を養う。

食料産業学研究科 食料産業学専攻 [博士後期課程]



## 新潟食料農業大学大学院 研究生規程

### (趣旨)

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第39条に規定する研究生に関し、必要な事項を定める。

### (出願資格)

第2条 志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者

### (出願手続)

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 研究生入学志願書(本学所定の用紙)
- (2) 履歴書(本学所定の用紙・写真添付)
- (3) 最終出身学校における卒業(見込み)証明書
- (4) その他本学が指定する書類

2 前項第1号の研究生入学志願書には、研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)の選定について、希望を記載する事ができる。

### (入学者の選考)

第4条 入学を志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類及び面接により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定及び指導教員の決定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

### (入学の許可)

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

### (入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

### (在学期間)

第7条 在学期間は、1年以内とする。ただし、在学期間経過後も引き続き研究を希望する場合

は、許可を得てその期間を延長又は更新することができる。

(研究業績の報告)

第8条 在学期間満了の際、その研究業績を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 前項の場合、本人の請求により研究証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

3 授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、研究期間が6か月又は1か年以外の場合は、年額の1/2分の1に相当する額に月数を乗じた額とする。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

検定料	入学料	授業料 (6ヶ月あたり)
10,000円	20,000円 (本学卒業生は免除)	90,000円

## 新潟食料農業大学大学院 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第40条に規定する科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(出願手続)

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学志願書(本学所定の用紙)
- (2) 履歴書(本学所定の用紙・写真添付)
- (3) 最終出身学校における卒業(見込み)証明書
- (4) その他本学が指定する書類

(入学者の選考)

第4条 志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

(入学の許可)

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、入学を許可された当該年度の当該授業科目の開講学期内とする。

(試験及び単位修得証明書)

第8条 履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した授業科目については、願出により単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

検定料	入学料	授業料 (1単位あたり)
10,000円	20,000円	25,000円

## 新潟食料農業大学大学院 聴講生規程

### (趣旨)

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第41条に規定する聴講生に関し、必要な事項を定める。

### (出願資格)

第2条 志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

### (出願手続)

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 聴講生入学志願書(本学所定の用紙)
- (2) 履歴書(本学所定の用紙・写真添付)
- (3) 最終出身学校における卒業(見込み)証明書
- (4) その他本学が指定する書類

### (入学者の選考)

第4条 志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

### (入学の許可)

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学科及び聴講料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

### (入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

### (在学期間)

第7条 在学期間は、入学を許可された当該年度の当該授業科目の開講学期内とする。

### (試験等)

第8条 聴講した授業科目について、願出により試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した授業科目については、願出により合格証明書を交付する。ただし、単位の認定は行わない。

(検定料、入学料及び聴講料)

第9条 検定料、入学料及び聴講料の額は、別表1に定める額とする。ただし、本学卒業生は別表2に定める額とする。

- 2 研究生として本学に在籍する学生は、検定料、入学料及び聴講料を免除する。
- 3 科目等履修生として本学に在籍する学生は、検定料及び入学料を免除する。
- 4 納付した検定料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

検定料	入学料	聴講料 (1 単位あたり)
10,000 円	10,000 円	25,000 円

別表 2 (第 9 条関係)

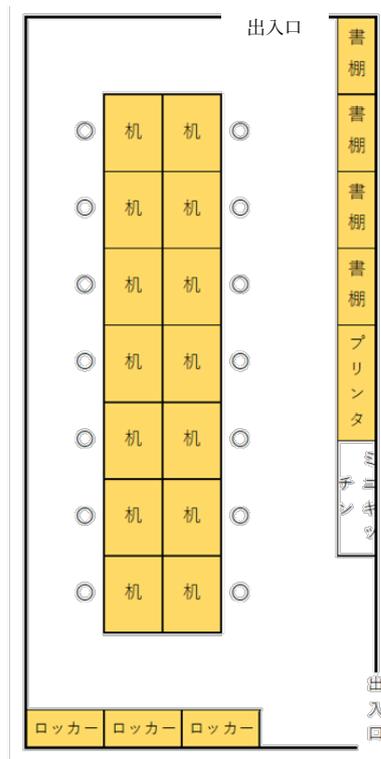
検定料	入学料	聴講料 (1 単位あたり)
免除	免除	25,000 円

## 【資料 1 1】 大学院生室概略図

### <胎内キャンパス>

約 43 m<sup>2</sup>の大学院生室を整備。

机	14	台
イス	14	脚
書棚／ベース	4	組
ロッカー（6人用）	3	台
プリンタ台	1	台



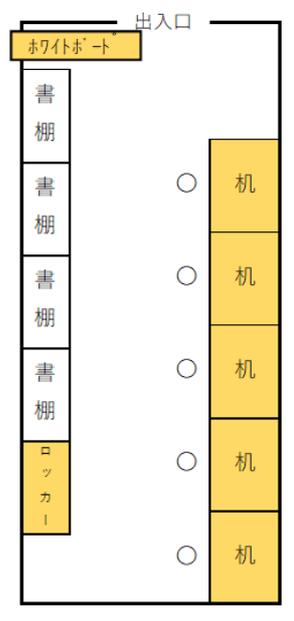
### <新潟キャンパス>

約 17 m<sup>2</sup>の大学院生室を整備。

机	5	台
イス	5	脚
ロッカー（6人用）	1	台
ホワイトボード	1	台



※プリンタは学内プリント機を使用



【資料12】 購入予定図書・雑誌

No.	領域	区分	書名	出版社
1	アグリ	和	SDGsに向けた生物生産学入門	共立出版
2	アグリ	和	植物バイオサイエンス: Plant Bioscience	共立出版
3	アグリ	和	デジタル・ゲノム革命時代の農業イノベーション	農林統計出版
4	アグリ	和	農の原理の史的研究: 「農学栄えて農業亡ぶ」再考(叢書パルマコン 03)	創元社
5	アグリ	和	グローバルに未来を思考する: 地球の食・農・環境とエネルギー	東京農業大学出版会
6	アグリ	和	人新世の開発原論・農学原論: 内発的発展とアグロエコロジー	農林統計出版
7	アグリ	和	朝倉農学大系: 1 植物育種学	朝倉書店
8	アグリ	和	朝倉農学大系: 2 植物病理学 1 植物病原	朝倉書店
9	アグリ	和	朝倉農学大系: 3 植物病理学 2 感染生理・疫学・植物保護	朝倉書店
10	アグリ	和	朝倉農学大系: 4 生産環境統計学	朝倉書店
11	アグリ	和	講座これからの食料・農業市場学: 5 環境変化に対応する農業市場と展望	筑波書房
12	アグリ	和	有機食品市場の構造分析: 日本と欧米の現状を探る	農山漁村文化協会
13	アグリ	和	農業気象学入門	文永堂出版
14	アグリ	和	土を育てる: 自然をよみがえらせる土壌革命	NHK出版
15	アグリ	和	地力アップ大事典: 有機物資源の活用で土づくり	農山漁村文化協会
16	アグリ	和	エッセンシャル土壌微生物学: 作物生産のための基礎	講談社
17	アグリ	和	オーガニック: 有機農法、自然食ビジネス、認証制度から産直市場まで	築地書館

No.	領域	区分	書名	出版社
18	アグリ	和	「自然と共にある農業」への道を探る: 有機農業・自然農法・小農制	筑波書房
19	アグリ	和	バイオロジカル・コントロール, 第2版	朝倉書店
20	アグリ	和	持続可能な農業に向けた農法普及: 「生きものブランド米」の技術と導入行動	農林統計出版
21	アグリ	和	施設園芸学: 植物環境工学入門	朝倉書店
22	アグリ	和	リンゴの文化誌 (花と木の図書館)	原書房
23	アグリ	和	○×写真でわかるおいしい野菜の生育と診断	農山漁村文化協会
24	アグリ	和	園芸利用学	文永堂出版
25	アグリ	和	まちを変える都市型農園: コミュニティを育む空き地活用	学芸出版社
26	ビジネス・共通	和	SDGs×公民連携: 先進地域に学ぶ課題解決のデザイン	学芸出版社
27	ビジネス・共通	和	地域づくりのヒント: 地域創生を進めるためのガイドブック	先端教育機構社会情報大学院大学出版部
28	ビジネス・共通	和	エビデンスで紐解く地域の未来: Future for communities : How evidences present the real picture of local activities (関西学院大学産研叢書 45)	中央経済社
29	ビジネス・共通	和	まちづくり大全	中央経済社
30	ビジネス・共通	和	実践から学ぶ地域活性化: 多様な手法と多彩なカタチ	同友館
31	ビジネス・共通	和	共生時代の地域づくり論: 人間・学び・関係性からのアプローチ, 改訂普及版	農林統計出版
32	ビジネス・共通	和	ナラティブ経済学: 経済予測の全く新しい考え方	東洋経済新報社
33	ビジネス・共通	和	市場を創る: バザールからネット取引まで, 新版	慶應義塾大学出版会
34	ビジネス・共通	和	パンデミックは資本主義をどう変えるか: 健康・経済・自由	藤原書店

No.	領域	区分	書名	出版社
35	ビジネス・共通	和	世界経済の潮流: 2022年1 世界経済の不確実性の高まりと物価上昇	日経印刷
36	ビジネス・共通	和	教養としてのグローバル経済: 新しい時代を生き抜く力を培うために	有斐閣
37	ビジネス・共通	和	地図とデータで見る人口の世界ハンドブック	原書房
38	ビジネス・共通	和	ファミリー企業の戦略原理: 継続と革新の連鎖	日経BP日本経済新聞出版
39	ビジネス・共通	和	変貌する日本のイノベーション・システム	有斐閣
40	ビジネス・共通	和	中小企業の人材開発: Human Resource Development of Small and Medium - Sized Businesses	東京大学出版会
41	ビジネス・共通	和	企業価値経営: Corporate Value Management	日経BP日本経済新聞出版本部
42	ビジネス・共通	和	地域創生マーケティング	中央経済社
43	ビジネス・共通	和	地域ブランドのグローバル・デザイン	白桃書房
44	ビジネス・共通	和	「寄り添い型研究」による地域価値の向上	大学教育出版
45	ビジネス・共通	和	地域経済におけるサプライチェーン強靱化の課題: 地域産業連関分析によるアプローチ	共同文化社
46	ビジネス・共通	和	食料・農業の深層と針路: グローバル化の脅威・教訓から	創森社
47	ビジネス・共通	和	都市農業の変化と援農ボランティアの役割: 支え手から担い手へ	筑波書房
48	ビジネス・共通	和	都市農村交流事業による地域づくり: 農村における中間支援機能に注目して	筑波書房
49	ビジネス・共通	和	フードビジネス論: 「食と農」の最前線を学ぶ	ミネルヴァ書房
50	ビジネス・共通	和	フードシステムと日本農業, 改訂版 (放送大学教材)	放送大学教育振興会
51	ビジネス・共通	和	稼げる農業経営のススメ: 地方創生としての農政のしくみと未来	築地書館

No.	領域	区分	書名	出版社
52	ビジネス・共通	和	都市近郊農業経営の多角化戦略: 日英における経営戦略と持続可能性	東京大学出版会
53	ビジネス・共通	和	日本の法人フランチャイジー: 消費経済の知られざる担い手 (関西学院大学研究叢書 第226編)	新評論
54	ビジネス・共通	和	食サービス産業の工業化: 外食・中食産業を中心に	晃洋書房
55	ビジネス・共通	和	ブランディングの科学: 独自のブランド資産構築篇	朝日新聞出版
56	ビジネス・共通	和	北欧学派のマーケティング研究: 市場を超えたサービス関係によるアプローチ	白桃書房
57	ビジネス・共通	和	流通と商業データブック: 理論と現象から考える	有斐閣
58	フード	和	最新食品学: 総論・各論, 第5版	講談社
59	フード	和	八訂食品成分表: 2022	女子栄養大学出版部
60	フード	和	食品学: 食品成分と機能性, 第2版 (新スタンダード栄養・食物シリーズ 5)	東京化学同人
61	フード	和	タンパク質のおいしさ科学: 機能・性質から味・テクスチャー、各種肉類、調理・加工食品まで	エヌ・ティー・エス
62	フード	和	実践微生物制御による食品衛生管理: 食の安全管理からHACCPの現場対応まで	エヌ・ティー・エス
63	フード	和	食品分野における微生物制御技術の最前線: Recent Trends of Microbial Control in Food Industries, 普及版 (食品シリーズ)	シーエムシー出版
64	フード	和	食物アレルギーの現状とリスク低減化食品素材の開発: The Actual Condition of Food Allergy and Development of the Risk - Reducing Food Materials, 普及版 (食品シリーズ)	シーエムシー出版
65	フード	和	現場で役立つ食品微生物Q&A, 第5版	中央法規出版
66	フード	和	菓子変敗の科学: 微生物的原因とその制御	幸書房

No.	領域	区分	書名	出版社
1	ビジネス	和	一橋ビジネスレビュー 季刊 (冊子)	東洋経済新報社予約サービスセンター

【資料13】 新潟食料農業大学学術雑誌一覧

「一般雑誌」「主として学部を対象とする雑誌」「主として大学院を対象とする雑誌」の3区分で表記

No.	区分	タイトル	出版者
1	一般	Brutus	平凡出版
2	一般	Casa brutus	マガジンハウス
3	一般	月刊にいがた	ジョイフルタウン
4	一般	Komachi	ニュース・ライン
5	一般	Newsweek(日本語版)	CCCメディアハウス
6	一般	Pen	CCCメディアハウス
7	一般	Winart	美術出版社
8	一般	エコノミスト	毎日新聞社
9	一般	オレンジページ	オレンジページ
10	一般	ネットワークビジネス	サクセスマーケティング
11	一般	ビジネスチャンス	ビジネスチャンス
12	一般	プレジデント	ダイヤモンド・タイム社
13	一般	やさい畑	家の光協会
14	一般	ワイン王国	ワイン王国
15	一般	激流	国際商業出版
16	一般	週刊ダイヤモンド	ダイヤモンド社
17	一般	週刊東洋経済	東洋経済新報社
18	一般	日経woman	日経BP社
19	一般	日経Xtrend	日経BP社
20	一般	日経コンピュータ	日経BP社
21	一般	日経ビジネス	日経BP社
22	一般	販促会議	宣伝会議
23	一般	野菜だより	ブティック社
24	一般	料理王国	アビーハウス
25	一般	ニュートン	ニュートンプレス
26	一般	日経サイエンス	日経BP社
27	学部	AFC forum	日本政策金融公庫農林水産事業本部
28	学部	BIO city	ブックエンド
29	学部	Café sweets	柴田書店
30	学部	Diamond chain store	ダイヤモンド・フリードマン社
31	学部	Food biz	エフビー
32	学部	Food science and technology research	Japanese Society for Food Science and Technology
33	学部	Food style 21	食品化学新聞社
34	学部	Foodlife	総合食品研究所
35	学部	Forbes. Japan	アトミックスメディア
36	学部	Harvard business review	ダイヤモンド社
37	学部	JATAFFジャーナル	農林水産・食品産業技術振興協会
38	学部	Journal of bioscience and bioengineering	Society for Bioscience and Bioengineering
39	学部	Monthlyコロンプス	東方通信社

No.	区分	タイトル	出版者
40	学部	Turns	第一プロGRESS
41	学部	Vesta	味の素食の文化センター
42	学部	イルシー	日本国際生命科学協会
43	学部	栄養と料理	女子栄養大学出版部
44	学部	コンビニ	アール・アイ・シー
45	学部	ソトコト	木楽舎
46	学部	バイオサイエンスとインダストリー	バイオインダストリー協会
47	学部	ブレーン	誠文堂新光社
48	学部	遺伝	エヌ・ティー・エス
49	学部	飲食店経営	アール・アイ・シー
50	学部	化学と生物	東京大学出版会
51	学部	科学	岩波書店
52	学部	果実日本	日本果實協会
53	学部	環境ビジネス	日本ビジネス出版
54	学部	季刊地域	農山漁村文化協会
55	学部	月刊HACCP	鶏卵肉情報センター
56	学部	月刊Nosai	全国農業共済協会
57	学部	月刊ネット販売	宏文出版
58	学部	月刊フードケミカル	食品化学新聞社
59	学部	月刊ホテル旅館	柴田書店
60	学部	月刊食堂	柴田書店
61	学部	月刊食糧ジャーナル	食糧問題研究所
62	学部	月刊専門料理	柴田書店
63	学部	月刊廃棄物	日報
64	学部	現代農業	農山漁村文化協会
65	学部	作物生産と土づくり	日本土壌協会
66	学部	施設と園芸	日本施設園芸協会
67	学部	自然と農業	木香書房
68	学部	商店建築	商店建築社
69	学部	食と健康	日本食品衛生協会
70	学部	食べもの通信	食べもの通信社
71	学部	食品と科学	食品と科学社
72	学部	食品と開発	食品研究社
73	学部	食品と暮らしの安全	食品と暮らしの安全基金
74	学部	食品と容器	缶詰技術研究会
75	学部	食品機械装置	ビジネスセンター社
76	学部	食品工場長	日本食糧新聞社
77	学部	食品衛生研究	日本食品協会
78	学部	生物工学会誌	日本生物工学会
79	学部	宣伝会議	宣伝会議
80	学部	調理食品と技術	日本調理食品研究会
81	学部	日経バイオテク	日経BP社
82	学部	日本栄養・食糧学会誌	日本栄養・食糧学会

No.	区分	タイトル	出版者
83	学部	日本応用動物昆虫学会誌	日本応用動物昆虫学会
84	学部	日本醸造協会誌	日本醸造協会
85	学部	日本食品工学会誌	日本食品工学会
86	学部	日本水産學會誌	日本水産學會
87	学部	日本調理科学会誌	日本調理科学会
88	学部	日本農業の動き	農政ジャーナリストの会
89	学部	農業	大日本農會
90	学部	農業と經濟	英明企画編集
91	学部	農業経営者	農業技術通信社
92	学部	農業食料工学会誌	農業食料工学会
93	学部	農業電化	農業電化協会
94	学部	農耕と園芸	誠文堂新光社
95	学部	農作業研究	日本農作業研究会
96	学部	農政調査時報	全国農業会議所
97	学部	米麦改良	全国米麦改良協会
98	学部	包装技術	日本包装技術協会
99	学部	明日の食品産業	食品産業センター
100	学部	土地と農業	全国農地保有合理化協会
101	大学院	事業構想	事業構想大学院大学出版部
102	大学院	食品衛生学雑誌	日本食品衛生学会
103	大学院	日本食品化学学会誌	日本食品化学学会
104	大学院	日本食品微生物学会雑誌	日本食品微生物学会
105	大学院	日本防菌防黴学会誌	日本防菌防黴学会
106	大学院	農業および園芸	養賢堂
107	大学院	農村計画学会誌	農村計画学会
108	大学院	Applied and environmental microbiology	American Society for Microbiology
109	大学院	Crop Science	Wiley
110	大学院	Journal of Food Process Engineering	Wiley
111	大学院	Journal of Food Science	Wiley
112	大学院	Soil Science Society of America Journal	Wiley
113	大学院	Biology and Fertility of Soils	SpringerNature
114	大学院	Agroecology and sustainable food systems	Taylor&Francis

## 新潟食料農業大学大学院 大学院総務会規程

### (目的)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条及び第8条の2の規定に基づき、新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）が設置する大学院総務会について必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 大学院総務会は、大学院学則第8条の2に掲げる、次の本大学院全般に係わる重要事項について審議する。

- (1) 教育研究環境の整備に関すること
- (2) 大学院学則及びその他規程の制定・改廃に関すること
- (3) 教育職員人事に関すること
- (4) 学生の定員に関すること
- (5) 学生の生活、身分に関すること
- (6) 理事会が諮問する事項に関すること
- (7) 学長または研究科長が諮問する事項に関すること
- (8) 教育研究に関すること
- (9) その他大学院の運営に関すること

2 その他必要な事項は、別に定める。

### (委員会設置)

第3条 大学院総務会は、必要に応じて個別の議案を審議させるための専門委員会（以下「委員会」という）を置くことができる。

- 2 委員会における審議結果は大学院総務会に報告し、学長の承認を経なければならない。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

### (議長)

第4条 大学院総務会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、大学院総務会を主宰する。

### (開催)

第5条 大学院総務会は、原則として、毎月1回開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は必要に応じて臨時に大学院総務会を開催することができる。

### (議案の提出)

第6条 議案は、議長が提出する。

2 前項の規定にかかわらず、当該大学院総務会構成員は、その3分の1以上の連署をもって議案を提出することができる。

(議事)

第7条 大学院総務会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、議題ごとに当該議決権を有する者の3分の2以上の出席がなければ議事を行うことができない。

2 大学院総務会の議事は、他に特別の定めのある場合を除き、議決権を有する出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 大学院総務会は、必要に応じて構成員以外の者を大学院総務会に出席させ、意見を聴くことができる。

(審議事項の報告)

第9条 第2条の規定に基づき審議された事項のうち、大学院の円滑な運営を図るために研究科教授会への報告が必要とされる事項については、議長を通じて研究科教授会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 大学院総務会の庶務は、事務局総務部が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院総務会及び総務会の議を経て学長が行う。

(運営の細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学院総務会の運営について必要な事項は、大学院総務会の議を経て議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条及び第10条の規定に基づき、新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）に置く研究科教授会の組織、運営等について定める。

### (設置)

第2条 大学院学則第9条の規定に基づき、本大学院に研究科教授会を置く。

### (構成)

第3条 研究科教授会は、大学院学則第9条第2項の規定に基づき構成する。

### (審議事項)

第4条 研究科教授会は、大学院学則第10条に定める次の事項について、学長が決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事
- (2) 学位の授与に関する事
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) 教育・研究の基本方針に関する事
- (5) 教育課程及び履修方針に関する事
- (6) 学生の研究及び指導、賞罰及び除籍に関する事
- (7) 授業科目の編成、担当及び試験に関する事

2 研究科教授会は、大学院学則第10条第1項に基づき、前項各号に掲げるもののほか、学長、研究科長及びその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議する。

3 研究科教授会は、大学院学則第10条第3項に基づき、前2項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べるができる。

### (議長及び会の開催)

第5条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科教授会を主宰する。

3 研究科教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に会議を招集することができる。

4 研究科教授会構成員の3分の1以上が開催を要求したときは、議長は研究科教授会を招集しなければならない。

(会議の成立要件)

第6条 研究科教授会は、構成員（授業中、止むを得ない理由による学生指導中、海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(代議員会)

第7条 研究科教授会は、研究科教授会に属する一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

2 前項の代議員会の組織運営については、研究科教授会に諮り、大学院総務会の議を経て学長が定める。

(委任)

第8条 研究科教授会は、次に掲げる審議事項について、代議員会に委任することができる。

(1) 学生の入学、修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 学位論文の審査に関する事項

2 その他代議員会に委任することができる審議事項については、研究科教授会に諮り、大学院総務会の議を経て学長が定めることができる。

3 研究科教授会は、代議員会に対してその審議結果等の報告を求めるものとする。

(議事の議決)

第9条 議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 研究科教授会は、代議員会の議決をもって、研究科教授会の議決とすることができる。

(委員会の設置)

第10条 研究科教授会は、専門の事項について審議する必要があるときは、専門的知見を持った教員から構成される委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の組織運営については、研究科教授会の議を経て学長が定める。

(構成員以外の出席)

第11条 議長は、必要があるときは研究科教授会の決定により研究科教授会に加える者以外の者を出席させ、報告又は意見を求めることができる。

(議事の記録)

第12条 研究科教授会の議事の要旨を記録して、次回の定例研究科教授会で確認を得るものとする。

(庶務)

第13条 研究科教授会に関する事務並びに議事要旨の作成及び保管は、議長の指示に基づき、事務局総務部が行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、研究科教授会に諮り、大学院総務会及び総務会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要なことは、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【資料16-1】 新潟食料農業大学大学院 大学院教務委員会規程（案）

新潟食料農業大学大学院 大学院教務委員会規程（案）

（設置）

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、修士課程及び博士後期課程の教務を円滑に推進し教育の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議又は処理することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）教育課程の編成及び授業の実施に関する事項
- （2）学位論文の提出、受理、審査に関する事項
- （3）試験、単位認定、進級及び修了に関する事項
- （4）研究生、科目等履修生、聴講生等に関する事項
- （5）長期履修制度に関する事項
- （6）その他教務に関する事項

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教員 3名
- （2）事務局職員 1名
- （3）委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

（任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 新潟食料農業大学大学院 大学院学生委員会規程

### (設置)

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、学生生活について適切な指導・助言及び環境整備を行い、その充実に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生の生活指導及び福利厚生に関する事項
- (2) 学生の休学、退学、復学等に関する事項
- (3) 学生の課外活動に関する事項
- (4) 奨学生及び授業料減免に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 保護者との情報交流に関する事項
- (7) その他学生生活に関する事項

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員 3名
- (2) 事務局職員 1名
- (3) 委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

### (任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

## (会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

## (専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。
- 3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## (報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

- 2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。
- 3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

## (事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

## (改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

## (補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 新潟食料農業大学大学院 大学院入試・広報委員会規程

### (設置)

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院入試・広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、入学選抜試験を効果的かつ円滑に推進し適正な入学者選抜を行うため、および広報に関する全般的な検討、企画および円滑な学生募集を効果的かつ円滑に推進するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者選抜の基本方針に関する事項
- (2) 入学選抜の制度および実施に関する事項
- (3) 入学者の選抜基準に関する事項
- (4) 広報および学生募集の基本方針に関する事項
- (5) 広報および学生募集の計画および実施に関する事項
- (6) ホームページの管理および運用に関する事項
- (7) その他入学者選抜、広報および学生募集に関する事項

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員 3名
- (2) 事務局職員 1名
- (3) 委員会が必要と認めた教員および事務職員 若干名

### (任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長および副委員長)

第6条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

## (会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

## (専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## (報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

## (事務)

第11条 委員会の事務は、事務局入試広報部が行う。

## (改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

## (補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 新潟食料農業大学大学院 大学院FD委員会規程

### (設置)

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、教育研究活動の内容及び方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究活動の改善に関する立案・実施に関する事項
- (2) 初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項
- (3) 学生による授業評価の計画・実施及び分析に関する事項
- (4) 教育研究活動の改善に関する情報の収集と提供に関する事項
- (5) 教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する立案・実施に関する事項
- (6) 教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する情報の収集と提供に関する事項
- (7) その他教育研究活動の改善及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営に関する事項

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員 3名
- (2) 事務局職員 1名
- (3) 委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

### (任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

## (会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

## (専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## (報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

## (事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

## (改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

## (補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。